３　学　　則

〇秋田大学学則（案）

平成16年４月１日

規則第２号

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　秋田大学（以下「本学」という。）は，学術，文化の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学術を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させ，もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

（教育研究上の目的の公表等）

第１条の２　本学は，学部，学科又は課程ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規程等に定め，公表するものとする。

（自己評価等）

第２条　本学は，その教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するために，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

３　本学は，第１項の点検及び評価の結果について，本学職員以外の者による検証を受けるものとする。

第２節　組織

（学部）

第３条　本学に，次の学部を置く。

国際資源学部，教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，情報データ科学部

２　学部に学部長を置く。ただし，国際資源学部においては国際資源学研究科長，医学部においては医学系研究科長，総合環境理工学部においては理工学研究科長をもって充てる。

３　学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，２年次編入学定員，３年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部，学科・課程	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
	名	名	名	名
国際資源学部				
国際資源学科	120			480
計	120			480
教育文化学部				
学校教育課程	110			440
地域文化学科	80			320
計	190			760
医学部				
医学科	95	5		595
保健学科	106		14	452
計	201	5	14	1,047
総合環境理工学部				
応用化学生物学科	100		2	404
環境数物科学科	90		2	364
社会システム工学科	125		8	516
計	315		12	1,284
情報データ科学部				
情報データ科学科	100			400
計	100			400
合計	926	5	26	3,971

４　学部に関する規程は，別に定める。

第４条　前条の学部又は学科に置く講座については，別に定める。

（大学院）

第５条　本学に，大学院を置き，次の研究科及び研究科等連係課程実施基本組織を置く。

国際資源学研究科

教育学研究科

医学系研究科

理工学研究科

先進ヘルスケア工学院

２　大学院に関する規則は，別に定める。

（機構）

第６条　本学に，次の機構を置く。

未来研究統括機構

地域共創機構

未来人材共創機構

２　機構に関する規程は，別に定める。

（本部）

第６条の２　本学に，次の本部を置く。

高度教育・研究支援人材本部

２　本部に関する規程は，別に定める。

（附属学校及び教育研究施設等）

第７条　本学の学部及び研究科に，次の附属学校，教育研究施設，教育施設及び研究施設を置く。

国際資源学研究科	附属鉱業博物館
教育文化学部	附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，附属教職高度化センター
医学系研究科	附属ウェルビーイング創造センター，附属デジタル医学・医療教育推進センター，附属臨床研究医養成センター，附属感染制御総合センター，附属高齢者医療先端研究センター
医学部	附属病院
理工学研究科	附属クロスオーバー教育創成センター

２　附属学校及び教育研究施設等に関する規程は，別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第８条　本学に，次の学内共同教育研究施設を置く。

情報統括センター

環境安全センター

電動化システム共同研究センター

２　学内共同教育研究施設に関する規程は，別に定める。

（センター）

第９条　本学に，次のセンターを置く。

評価・IRセンター

２　センターに関する規程は，別に定める。

（附属図書館）

第10条　本学に，附属図書館を置く。

２　前項の附属図書館に，館長を置く。

３　附属図書館に関する規程は，別に定める。

（保健管理センター）

第11条　本学に，保健管理センターを置く。

２　保健管理センターに関する規程は，別に定める。

第11条の２　削除

第３節　教授会及びカウンシル

（教授会）

第12条　学部に，教授会を置く。

２　教授会に関する規程は，別に定める。

（カウンシル）

第12条の２　学部に，カウンシルを置くことができる。

２　カウンシルに関する規程は，別に定める。

第４節　学年，学期及び休業日

（学年）

第13条　学年は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

（学期）

第14条　学年を分けて，次の２学期とする。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から翌年３月31日まで

２　前項の規定にかかわらず，学長が必要と認める場合は，学期を越えて授業を行うことができる。

（休業日）

第15条　休業日（授業を行わない日）は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

春季休業

夏季休業

冬季休業

２　前項に掲げる春季休業，夏季休業及び冬季休業の期間は，学長が別に定めるものとする。ただし，これらの休業期間については，学部において変更することがある。

３　前２項に定めるもののほか，学長は臨時の休業日を定めることができる。ただし，３日以内の休業については，学部長が定めることができる。

４　第１項の規定にかかわらず，学長が必要と認める場合は，休業日に授業を行うことができる。

（創立記念日）

第15条の２　本学の創立記念日は，６月１日とする。

第２章　学部通則

第１節　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第16条　学部の修業年限は，４年とする。

２　前項の規定にかかわらず，医学部医学科の修業年限は６年とする。

（修業年限の通算）

第17条　本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合，当該単位の修得により当該入学する学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，当該学部の修業年限の２分の１を超えない期間を前条に規定する修業年限に通算することができる。

２　前項の修業年限に通算する期間は，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第30条第１項の規定により当該学部に入学した後に修得したものとみなすことができる当該単

位数，その修得に要した期間その他学部が必要と認める事項を勘案して，教授会の議を経て，学部長が決定する。

（在学期間）

第18条　在学期間は，修業年限の２倍の年数を超えることができない。

２　前項の規定にかかわらず，医学部医学科にあっては，１年次から３年次を通算して５年，４年次から６年次を通算して６年を，医学部保健学科，総合環境理工学部及び情報データ科学部にあっては，１年次及び２年次を通算して４年，３年次及び４年次を通算して４年を超えることができない。

３　第24条から第27条までの規定により入学した者の在学期間は，入学後の在学すべき年数の２倍を超えることができない。

４　前項の規定にかかわらず，第24条から第27条までの規定により医学部医学科に入学した者のうち，２年次に入学した者の在学期間は，２年次及び３年次を通算して４年，４年次から６年次を通算して６年を超えることができない。

５　第３項の規定にかかわらず，第25条から第27条までの規定により総合環境理工学部に入学した者のうち，２年次に入学した者の在学期間は，２年次は３年，３年次及び４年次を通算して４年を限度とする。この場合において，２年次から４年次まで合わせて６年を超えることができない。

６　第48条の規定により転学部した者の転学部後の在学期間は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が決定する。ただし，第１項に定める在学期間を超えることができない。

第２節　入学

（入学の時期）

第19条　入学の時期は，学年の始めとする。ただし，学年の途中においても，学期の始めに，学生を入学させることができる。

（入学資格）

第20条　入学資格を有する者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（昭和56年文部省告示第153号）

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（入学出願の手続）

第21条　本学への入学を志願する者は，指定の期日までに入学願書その他所定の書類を提出するとともに，検定料を納付しなければならない。ただし，第67条第５項の規定により，検定料の免除を申し出た者の検定料の免除については，この限りでない。

（入学者の選考）

第22条　入学志願者に対しては，別に定めるところにより，選考を行い，教授会の議を経て，学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第23条　前条の合格者は，指定の期日までに，宣誓書その他所定の書類を提出するとともに，入学料を納付しなければならない。ただし，第67条第１項又は第２項の規定により，入学料の免除を願い出た者の入学料の納付については，この限りでない。

２　学長は，前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（２年次及び３年次編入学）

第24条　第３条第３項の表に掲げる医学部医学科の２年次編入学定員で編入学をすることのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「学校教育法」という。）第87条第２項に規定する医学を履修する課程の卒業者を除く。）

(2) 学校教育法第104条第７項の規定により学士の学位（学士（医学）の学位を除く。）

を授与された者

(3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し，学士の学位に相当する学位を取得したと認めた者を含む。）

２　第３条第３項の表に掲げる医学部保健学科の３年次編入学定員で編入学をすることのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1) 看護学専攻については，次のイ，ロ又はハに該当する者

イ 短期大学の看護学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）において看護学科を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

ハ 高等学校の看護系専攻科の課程(修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(2) 理学療法学専攻については，次のイ又はロに該当する者

イ 短期大学の理学療法学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）において理学療法学科を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(3) 作業療法学専攻については，次のイ又はロに該当する者

イ 短期大学の作業療法学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）において作業療法学科を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

３　第３条第３項の表に掲げる総合環境理工学部の３年次編入学定員で編入学をすることのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(4) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の

定める基準を満たすもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(5) 大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

(6) 外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

(7) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

４　前３項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては，教授会の議を経て，学部長が決定する。

５　第21条から第23条までの規定は，２年次及び３年次編入学に，これを準用する。

（編入学）

第25条　次の各号の一に該当する者で，本学への編入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て，学長が入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 教員養成学部２年課程を修了した者

(3) 短期大学，高等専門学校，国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第７条に定める従前の規定による高等学校，専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し，又は卒業した者

(6) 外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

２　前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する者で，医学部医学科に編入学を志願する者があるときは，欠員のある場合に限り，教授会の議を経て，学長が入学を許可することがある。

(1) 他大学の医学進学課程又は歯学進学課程を修了した者

(2) 外国において医学又は歯学の進学の課程に相当する課程を含む学校教育における14年の課程を修了した者

３　前２項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに入学後の在学すべき期間については，教授会の議を経て，学部長が決定する。

４　第21条及び第23条の規定は，編入学に，これを準用する。

（転入学）

第26条　他の大学に現に在学する者で，本学への転入学を志願する者があるときは，欠員のある場合に限り，教授会の議を経て，学長が入学を許可することがある。

２　第21条，第23条及び前条第３項の規定は，転入学に，これを準用する。

（再入学）

第27条　本学を退学した者，退学を命ぜられた者又は除籍された者で，同一の学部学科又は課程に再入学を志願する者があるときは，欠員のある場合に限り，教授会の議を経て，学長が入学を許可することがある。

２　第21条，第23条及び第25条第３項の規定は，再入学に，これを準用する。

第３節　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第28条　教育課程は，学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し，体系的に編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法）

第29条　教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

２　授業科目の区分は，教養教育科目，基礎教育科目及び専門教育科目とする。

（授業の方法）

第29条の２　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定による場合についても同様とする。

４　卒業の要件に含めることができる単位数のうち，第２項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし，同項に規定する授業以外の方法により卒業の要件に含めることができる単位を64単位以上（医学部医学科は128単位以

上）修得しているときは，この限りでない。

（履修科目の登録の上限）

第30条　各学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

２　各学部は，その定めるところにより所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位）

第31条　各授業科目の単位の計算方法は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，別に定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第31条の２　本学は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的研修等）

第31条の３　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（１年間の授業期間）

第32条　１年間の授業を行う期間は，35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第33条　各授業科目の授業は，８週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上必要があり，かつ，十分な教育効果をあげることができると認められる場合は，この限りでない。

（卒業の要件）

第34条　卒業の要件は，第16条に規定する修業年限以上在学し，各学部が定める所定の単位を修得するものとする。

（他学部授業科目の履修）

第35条　他学部の授業科目を履修しようとするときは，所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第36条　本学において，教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学との協議に基づき，当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により，他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは，教授会の議を経て，学部長の許可を得なければならない。

３　第１項の規定は，第41条に規定する留学及び第42条に規定する休学により外国の大学又は短期大学において学修する者にこれを準用する。

４　前２項の規定により修得した単位は，教授会の議を経て，合わせて60単位を限度として当該学部において，修得した単位とみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第37条　本学において，教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部における授業科目の履修とみなし，教授会の議を経て，単位を与えることができる。

２　前項の規定により与えることができる単位数は，前条第４項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第38条　本学において，教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，教授会の議を経て，本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ

る。

２　本学において，教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修を，当該学部の授業科目の履修とみなし，教授会の議を経て，単位を与えることができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第36条第４項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（学部規程）

第39条　本節に定めるもののほか，教育課程及び履修方法等については，学部規程の定めるところによる。

第３節の２　教育職員免許状

（教育職員免許状）

第40条　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

２　前項の規定により取得できる教育職員の免許状の種類等については，学部規程の定めるところによる。

第４節　留学，休学，退学及び転学等

（留学）

第41条　外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は，学部長に願い出て，教授会の議を経てその許可を得なければならない。

２　前項により留学した期間は，第16条に規定する修業年限に算入することができる。

（休学）

第42条　疾病その他特別の理由により，引き続き２か月以上修学することができない者は，所定の書類により学部長に休学を願い出て，その許可を得なければならない。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については，学部長は休学を命ずることができる。

（大学院入学のための休学）

第42条の２　医学部医学科の４年次を修了した者が，本学大学院医学系研究科博士課程及

び連携による研究医養成プログラムにより東北大学大学院医学系研究科博士課程に入学するために休学しようとするときは，所定の書類により学部長に休学を願い出て，その許可を得なければならない。

（休学期間）

第43条　第42条に定める休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の事情がある場合は，休学期間の延長を認めることができる。

２　第42条に定める休学期間は，通算して２年を超えることができない。

３　第42条の２に定める休学期間は４年以内とする。ただし，前項の休学期間と通算して６年を超えることができない。

４　休学期間は，第18条の在学期間には算入しない。

（復学）

第44条　休学期間中に，その理由が消滅したとき，学部長は，願い出により，復学を許可することができる。

（退学）

第45条　退学しようとする者は，所定の書類により学部長に願い出て，その許可を得なければならない。

（除籍）

第46条　次の各号の一に該当する者は，教授会の議を経て，学部長が除籍する。

(1) 第18条の在学期間を超えた者

(2) 第59条による入学料を納付しない者

(3) 授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者

(4) 成業の見込みがないと認められた者

（転学等）

第47条　他の大学に転学又は入学志願しようとする者及び本学の在学者で改めて本学に入学志願しようとする者は，所定の書類により学部長に願い出て，その許可を得なければならない。

（転学部，転学科及び転課程）

第48条　他の学部に転学部を志願する者があるときは，欠員のある場合に限り，受入れ学部教授会の議を経て，学長が許可することがある。

２　同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志願する者があるときは，教授会の議を経て，学部長が許可することがある。

３　第25条第３項の規定は，転学部に，これを準用する。

第５節　卒業の認定及び学位

（卒業の認定）

第49条　学部規程に定める授業科目を履修し，第34条に規定する卒業の要件を満たした者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。

２　前項の規定にかかわらず，学校教育法（昭和22年法律第26号）第89条に定めるところにより学部（医学部を除く。この条において同じ。）に３年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）で，卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は当該学部教授会の議を経て，学長が卒業を認定することができる。

（学位）

第50条　卒業した者に対し，学士の学位を授与する。

２　前項の規定により学士の学位を授与するに当たっては，次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学部	学士（資源学）
教育文化学部	学士（学校教育）
	学士（地域文化）
医学部	学士（医学）
	学士（看護学）
	学士（保健学）
総合環境理工学部	学士（理学）
	学士（理工学）
	学士（工学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）

３　学位授与に関する事項は，別に定める。

第６節　賞罰

（表彰）

第51条　学生として表彰に価する行為があるとき学長は，これを表彰することがある。

２　学生の表彰に関する規程は，別に定める。

（懲戒）

第52条　学生が本学の学則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をしたときは，学長は教授会の審議を受け，教育研究評議会の議を経て懲戒する。

２　懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。

第７節　学生寮及び厚生施設

（学生寮及び厚生施設）

第53条　本学に，学生寮及び厚生施設を置く。

２　学生寮及び厚生施設に関する規程は，別に定める。

第８節　研究生，特別聴講学生，科目等履修生及び外国人留学生

（研究生）

第54条　本学において特定の専門事項を研究することを志願する者があるときは，学部の教育研究に支障のない場合に限り，教授会において選考の上，学部長は研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関する規程は，別に定める。

（特別聴講学生）

第55条　本学において特定の授業科目を履修することを志願する他の大学，短期大学又は高等専門学校（これらに相当する外国の高等教育機関を含む。以下「大学等」という。）の学生があるときは，当該大学等との協議に基づき，教授会において選考の上，学部長は特別聴講学生として入学を許可することがある。ただし，高等専門学校にあっては，４年次以上又は専攻科の学生に限るものとする。

２　特別聴講学生については，別に定めるもののほか，この学則中学部学生に関する規定を準用する。

（科目等履修生）

第56条　本学において，本学の学生以外の者で１又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，学部の教育に支障のない場合に限り，教授会の議を経て，学部長は科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生には，単位を与えることができる。

３　科目等履修生に関する規程は，別に定める。

（高大連携授業科目等履修生）

第56条の２　本学において，高等学校等に在籍する生徒で本学が開講する授業科目のうち指定した科目（以下「高大連携授業科目」という。）の履修を希望する者があるときは，未来人材共創機構運営会議の議を経て，学長は高大連携授業科目等履修生として受入れることができる。

２　高大連携授業科目等履修生に関する規程は，別に定める。

（外国人留学生）

第57条　外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，学部の教育に支障のない場合に限り，教授会において選考の上，学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関する規程は，別に定める。

第９節　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料，入学料及び授業料）

第58条　本学における検定料，入学料及び授業料の額は，別に定める「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」による。

２　研究生及び科目等履修生の検定料，入学料及び授業料の額並びに特別聴講学生の授業料の額は，それぞれ「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の規定に基づき定められた額とする。

（免除されなかった場合の入学料）

第59条　入学料の免除を願い出て，入学料の全部又は一部の免除が許可されなかったときは，許可されなかった入学料の全部又は一部を所定の期日までに納付しなければならない。

（授業料の納付）

第60条　授業料は，次のとおり納付しなければならない。

⑴　前期分にあっては，年額の２分の１に相当する額を４月１日から４月30日まで

⑵　後期分にあっては，年額の２分の１に相当する額を10月１日から10月31日まで

２　前項の規定にかかわらず，学生の申出があった場合は，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申出があった場合は，入学を許可するときに納付することができる。

４　編入学，転入学又は再入学した者の授業料の額は，その者が編入学，転入学又は再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

（留学の場合の授業料）

第61条　留学期間中の授業料は，納付しなければならない。

（休学の場合の授業料）

第62条　休学を許可され，又は命ぜられた者については，休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を月割により免除する。ただし，月の初日から休学する場合は，当該月から免除する。

（復学の場合の授業料）

第63条　復学した者は，復学した月から当該期末までの授業料を，月割により復学した月に納付しなければならない。

（学年の中途で卒業する場合の授業料）

第64条　学年の中途で卒業する見込みの者は，卒業する見込みの月までの授業料を月割により各期の始めの月に納付しなければならない。

（退学，転学及び停学の場合の授業料）

第65条　前期又は後期の中途で退学又は転学した者の当該期分の授業料は，徴収する。

２　停学期間中の授業料は，徴収する。

（寄宿料）

第66条　学生寮に入寮するものは，入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分の寄宿料を納付しなければならない。

２　寄宿料の額は，「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の定めるところによる。

（検定料，入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予）

第67条　経済的な理由によって入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合，又は学資負担者の死亡その他特別な事情によって，入学料の納付が困難であると認められる場合は，入学料の全部又は一部を免除することができる。

２　経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合，又は学資負担者の死亡その他特別な事情によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合は，入学料の徴収を猶予することができる。

３　経済的理由によって納付が困難である場合，又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は，授業料の全部若しくは一部を免除し，又は授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）をすることができる。

４　風水害等の災害により，納付が困難であると認められる場合は，寄宿料を免除することができる。

５　大規模な災害により学資負担者の死亡，家屋の倒壊等の著しい被害を受けたと認められる場合は，検定料を免除することができる。

６　検定料，入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予（授業料の月割分納を含む。）に関し必要な事項は，別に定める。

（納付した授業料等）

第68条　納付した検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，還付しない。ただし，次の各号の一に該当する場合には，納付した者の申出に基づき，当該各号に定める額を還付する。

⑴ 第21条の規定により検定料を納付した者が，第67条第５項の規定により免除された検定料に相当する額

⑵ 第21条の規定により納付された検定料について，２段階選抜における第１段階選抜不合格者又は個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者である場合は，第２段階選抜に係る検定料に相当する額

⑶ 第60条第１項各号の規定により，授業料を納付した者が，第62条の規定により免除された授業料に相当する額

⑷ 第60条第２項の規定により，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が，後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は，後期に係る授業料に相当する額

⑸ 第60条第３項の規定により，授業料を納付した者が，入学を許可される年度の前年度中に入学を辞退した場合は，当該授業料に相当する額

⑹ 第23条第１項の規定により，入学料を納付した者が，大学等における修学の支援に

関する法律（令和元年法律第８号）（以下「大学等修学支援法」という。）において授業料等減免対象者として認定され，入学料の免除が許可される場合は，免除された入学料に相当する額

(7) 第60条第１項各号の規定により，授業料を納付した者が，大学等修学支援法において授業料等減免対象者として認定され，授業料の免除が許可される場合は，免除された授業料に相当する額

第10節　通信教育

（通信教育）

第69条　総合環境理工学部においては，通信による社会教育を行うことができる。

２　前項の通信教育に関する規程は，別に定める。

第11節　公開講座等

（公開講座等）

第70条　社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

附　則

１　この学則は，平成16年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，平成16年度及び平成17年度はそれぞれ次のとおりとし，３年次編入学定員に係る部分は，第３条第３項の規定にかかわらず，平成17年４月１日から施行する。

学部，学科・課程	平成16年度	平成17年度
医学部	名	名
医学科	590	590
保健学科	212	332
計	802	922
合計	3,862	3,982

３　平成17年３月31日に旧国立学校設置法（昭和24年５月31日法律第150号）第３条の５第２項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学部に置かれている看護学科，理学療法学科及び作業療法学科は，当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日において，廃止するものとする。

附　則

この学則は，平成16年10月13日から施行し，第７条は平成16年７月８日から，第９条は平成16年４月１日から，それぞれ適用する。

附　則

この学則は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成18年３月８日から施行し，平成18年１月12日から適用する。

附　則

この学則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成18年７月12日から施行する。

附　則

この学則は，平成18年12月15日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成19年４月１日から施行する。

２　平成19年３月31日に医学研究科に置かれている各専攻は，第５条の規定にかかわらず，平成19年３月31日に当該各専攻に在学する者及び平成19年度から平成21年度の間に医学研究科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則

この学則は，平成19年11月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成20年２月13日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成20年４月１日から施行する。

２　工学資源学部環境物質工学科は，第３条第３項の規定にかかわらず，平成20年３月31日に当該学科に在学する者及び平成20年度から平成22年度の間に当該学科に編入学，転入学，再入学，転学部又は転学科する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　医学部，工学資源学部及び本学の収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，平成20年度から平成24年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部	名	名	名	名	名
医学科	600	610	620	630	640
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,052	1,062	1,072	1,082	1,092
工学資源学部					
地球資源学科	240	240	240	240	240
環境物質工学科	225	150	75		
環境応用化学科	55	110	165	220	220
生命化学科	32	64	96	128	128
材料工学科	240	240	240	240	240
情報工学科	200	200	200	200	200
機械工学科	327	314	311	308	308
電気電子工学科	325	310	305	300	300
土木環境工学科	216	212	208	204	204
各学科共通	32	44	44	44	44
計	1,892	1,884	1,884	1,884	1,884
合計	4,104	4,106	4,116	4,126	4,136

附　則

１　この学則は，平成21年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，平成21年度から平成25年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	名	名	名	名	名
医学科	615	630	645	660	675
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,067	1,082	1,097	1,112	1,127

合計	4,111	4,126	4,141	4,156	4,171

附　則

この学則は，平成21年10月１日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成22年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，平成31年度までの定員とし，平成22年度から平成26年度においては，次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	名	名	名	名	名
医学科	637	659	681	703	715
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,089	1,111	1,133	1,155	1,167
合計	4,133	4,155	4,177	4,199	4,211

附　則

この学則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成23年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，平成23年度から平成27年度まで次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	名	名	名	名	名
医学科	667	692	717	732	742
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,119	1,144	1,169	1,184	1,194
合計	4,163	4,188	4,213	4,228	4,238

３　平成23年度における医学部医学科の編入学定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，２年次５名及び３年次５名とする。

４　医学部医学科の３年次に入学した者の在学期間は，改正後の第18条第４項の規定にかかわらず，３年次及び４年次を通算して４年，５年次及び６年次を通算して４年を限度

とする。

附　則

この学則は，平成23年10月12日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成24年４月１日から施行する。

２　工学資源学部及び本学の収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，平成24年度は次のとおりとする。

学部，学科・課程	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学資源学部	名	名	名	名
地球資源学科	60			240
環境応用化学科	55			220
生命化学科	32			128
材料工学科	60			240
情報工学科	50			200
機械工学科	77			308
電気電子工学科	75			300
土木環境工学科	51			204
各学科共通			12	34
計	460		12	1,874
合計	976	5	26	4,178

附　則（平成25年２月22日規則第２号）

この学則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月12日規則第２号）

この学則は，平成25年６月12日から施行し，平成25年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は，平成26年４月１日から施行する。

２　教育文化学部地域科学課程，国際言語文化課程，人間環境課程及び工学資源学部の各学科は第３条第３項の規定にかかわらず，平成26年３月31日に当該課程又は学科に在学

する者及び平成26年度から平成27年度の間に当該課程又は学科に編入学，転入学，再入学，転学部，転課程又は転学科する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，当該課程又は学科の学生に学士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称については，第50条第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

３　国際資源学部，教育文化学部，医学部，理工学部，工学資源学部及び本学の収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，平成26年度から平成30年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国際資源学部	名	名	名	名	名
国際資源学科	120	240	360	480	480
計	120	240	360	480	480
教育文化学部					
学校教育課程	110	220	330	440	440
地域文化学科	100	200	300	400	400
計	210	420	630	840	840
医学部					
医学科	734	746	751	753	740
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,186	1,198	1,203	1,205	1,192
理工学部					
生命科学科	45	90	135	180	180
物質科学科	110	220	330	440	440
数理・電気電子情報学科	120	240	360	480	480
システムデザイン工学科	120	240	360	480	480
各学科共通			12	24	24
計	395	790	1,197	1,604	1,604
教育文化学部					
学校教育課程	300	200	100	―	―
地域科学課程	195	130	65	―	―

国際言語文化課程	195	130	65	—	—
人間環境課程	180	120	60	—	—
計	870	580	290	—	—
工学資源学部					
地球資源学科	180	120	60	—	—
環境応用化学科	165	110	55	—	—
生命化学科	96	64	32	—	—
材料工学科	180	120	60	—	—
情報工学科	150	100	50	—	—
機械工学科	231	154	77	—	—
電気電子工学科	225	150	75	—	—
土木環境工学科	153	102	51	—	—
各学科共通	24	24	12	—	—
計	1,404	944	472	—	—
合計	4,185	4,172	4,152	4,129	4,116

附　則

この学則は，平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成26年12月19日一部改正）

この学則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年２月12日一部改正）

この学則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月11日一部改正）

この学則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日一部改正）

１　この学則は，平成27年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，平成27年度から平成31年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
医学部					

医学科	748	755	759	748	737
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,200	1,207	1,211	1,200	1,189
合計	4,174	4,156	4,135	4,124	4,113

３　医学部医学科にあっては，改正後の第18条第２項の規定にかかわらず，平成26年度以前に入学した者の在学期間は，なお従前の例による。この場合において，教育課程の変更等の結果，これによりがたい場合は，教授会の議を経て，学部長が決定する。ただし，１年次から６年次を通算して10年を超えることができない。

４　医学部医学科にあっては，改正後の第18条第４項の規定にかかわらず，平成27年度以前に入学した者の在学期間は，なお従前の例による。この場合において，教育課程の変更等の結果，これによりがたい場合は，教授会の議を経て，学部長が決定する。ただし，２年次から６年次を通算して９年を超えることができない。

附　則（平成28年３月28日一部改正）

この学則は，平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月17日一部改正）

この学則は，平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年11月17日一部改正）

この学則は，平成30年１月１日から施行する。

附　則（平成30年３月19日一部改正）

１　この学則は，平成30年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，平成30年度から平成36年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	763	124	767	95	740
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,215	230	1,219	201	1,192
合計	955	4,139	955	4,143	926	4,116

平成33年度		平成34年度		平成35年度		平成36年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452	106	452
201	1,163	201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,087	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（平成30年11月21日一部改正）

この学則は，平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月13日一部改正）

この学則は，平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月15日一部改正）

この学則は，平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年11月26日一部改正）

この学則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月23日一部改正）

１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和２年度から令和８年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	124	769	95	740
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	230	1,221	201	1,192
合計	955	4,145	955	4,145	926	4,116

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682	95	653	95	624

106	452	106	452	106	452	106	452
201	1,163	201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,087	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（令和２年７月16日一部改正）

この学則は，令和２年７月16日から施行する。

附　則（令和３年３月12日一部改正）

この学則は，令和３年４月１日から施行する

附　則（令和４年３月25日一部改正）

１　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和４年度から令和９年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087

令和7年度		令和8年度		令和9年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452
201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（令和４年３月31日一部改正）

この学則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年11月28日一部改正）

この学則は，令和４年12月１日から施行する。

附　則（令和５年３月13日一部改正）

この学則は，令和５年３月13日から施行する。

附　則（令和５年３月８日一部改正）

この学則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月13日一部改正）

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和５年度から令和10年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087

令和8年度		令和9年度		令和10年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452
201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（令和５年10月23日一部改正）

この学則は，令和５年11月１日から施行する。

附　則（令和６年３月11日一部改正）

この学則は，令和６年３月11日から施行する。

附　則（令和６年３月11日一部改正）

１　この学則は，令和６年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和６年度から令和11年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087

令和9年度		令和10年度		令和11年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452
201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（令和６年11月26日一部改正）

この学則は，令和６年12月１日から施行する。

附　則（令和７年３月24日一部改正）

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　理工学部の各学科は第３条第３項の規定にかかわらず，令和７年３月31日に当該学科に在学する者及び令和７年度から令和８年度の間に当該学科に編入学，転入学，再入学，転学部又は転学科する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，当該学科の学生に学士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称については，第50条第２項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

３　教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，理工学部，情報データ科学部及び本学の入学定員及び収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，令和７年度から令和12年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

教育文化学部						
学校教育課程	110	440	110	440	110	440
地域文化学科	80	380	80	360	80	340
計	190	820	190	800	190	780
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
総合環境理工学部						
応用化学生物学科	100	100	100	200	100	302
環境数物科学科	90	90	90	180	90	272
社会システム工学科	125	125	125	250	125	383
計	315	315	315	630	315	957
理工学部						
生命科学科	—	135	—	90	—	45
物質科学科	—	330	—	220	—	110
数理・電気電子情報学科	—	360	—	240	—	120
システムデザイン工学科	—	360	—	240	—	120
各学科共通	—	24	—	24	—	12
計	—	1,209	—	814	—	407
情報データ科学部						
情報データ科学科	100	100	100	200	100	300
計	100	100	100	200	100	300
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087

学部，学科・課程	令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育文化学部						
学校教育課程	110	440	110	440	110	440
地域文化学科	80	320	80	320	80	320
計	190	760	190	760	190	760
医学部						
医学科	95	682	95	653	95	624
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	201	1,134	201	1,105	201	1,076
総合環境理工学部						
応用化学生物学科	100	404	100	404	100	404
環境数物学科	90	364	90	364	90	364
社会システム工学科	125	516	125	516	125	516
計	315	1,284	315	1,284	315	1,284
理工学部						
生命科学科	—	—	—	—	—	—
物質科学科	—	—	—	—	—	—
数理・電気電子情報学科	—	—	—	—	—	—
システムデザイン工学科	—	—	—	—	—	—
各学科共通	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—
情報データ科学部						
情報データ科学科	100	400	100	400	100	400
計	100	400	100	400	100	400
合計	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（令和７年３月24日一部改正）

この学則は，令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月24日一部改正）

この学則は，令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日一部改正）

この学則は，令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月16日一部改正）

この学則は，令和７年４月16日から施行する。

附　則（令和７年７月９日一部改正）

この学則は，令和７年８月１日から施行する。

附　則（令和８年３月23日一部改正）

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和８年度から令和13年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087

令和11年度		令和12年度		令和13年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452
201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,058	926	4,029	926	4,000

附　則（令和８年３月23日一部改正）

この学則は，令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月23日一部改正）

この学則は，令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月23日一部改正）

この学則は，令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和〇年〇月〇日一部改正）

１　この学則は，令和９年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和９年度から令和14年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087

令和12年度		令和13年度		令和14年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452
201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,058	926	4,029	926	4,000

秋田大学学則の一部改正（案）（骨子）

１．趣旨

平成２０年度に「新医師確保総合対策」に基づき１０名，翌２１年度に「緊急医師確保対策」に基づき５名，翌２２年度に閣議決定「経済財政改革の基本方針２００９」に基づき７名，同２３年度に３名，同２６年度に２名，同２７年度に２名を「新成長戦略」に基づき，それぞれ増員した平成３１年度の期限を令和８年度まで延長していた計２９名の臨時措置による医学部医学科入学定員について，令和９年度まで期限を付した再度の入学定員増を行う。

２．概要

附則において，令和９年度から同１４年度までの収容定員の推移を規定する。

３．施行日

令和９年４月１日施行

学則変更（案）様式

学則（新）

（学部）

第３条　本学に，次の学部を置く。

国際資源学部，教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，情報データ科学部

２　（略）

３　学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，２年次編入学定員，３年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	入学定員	２年次編入学定員	収容定員
医学部 医学科	95	5	595

４　（略）

（略）

附　則（令和２年３月 23 日一部改正）

１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和２年度から令和８年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和2年度	
医学部 医学科	入学定員	収容定員
	124	769

学則（旧）

（学部）

第３条　本学に，次の学部を置く。

国際資源学部，教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，情報データ科学部

２　（略）

３　学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，２年次編入学定員，３年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	入学定員	２年次編入学定員	収容定員
医学部 医学科	95	5	595

４　（略）

（略）

附　則（令和２年３月 23 日一部改正）

１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和２年度から令和８年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和2年度	
医学部 医学科	入学定員	収容定員
	124	769

令和3年度		令和4年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
124	769	95	740

令和5年度		令和6年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682

令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	653	95	624

附　則（令和４年３月 25 日一部改正）

１　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和４年度から令和９年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和4年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和5年度		令和6年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和3年度		令和4年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
124	769	95	740

令和5年度		令和6年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682

令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	653	95	624

附　則（令和４年３月 25 日一部改正）

１　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和４年度から令和９年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和4年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和5年度		令和6年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和9年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和５年３月 13 日一部改正）

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和５年度から令和 10 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和5年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和6年度		令和7年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和8年度		令和9年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和 10 年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和６年３月 11 日一部改正）

１　この学則は，令和６年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和６年度から令和 11 年度までそれぞれ次のとおりとする。

令和9年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和５年３月 13 日一部改正）

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和５年度から令和 10 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和5年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和6年度		令和7年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和8年度		令和9年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和 10 年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和６年３月 11 日一部改正）

１　この学則は，令和６年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和６年度から令和 11 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和6年度	
医学部 医学科	入学定員	収容定員
	124	769

令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和9年度		令和10年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和11年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和７年３月 24 日一部改正）

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　　（略）

３　教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，理工学部，情報データ科学部及び本学の入学定員及び収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，令和７年度から令和 12 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和7年度	
医学部 医学科	入学定員	収容定員
	124	769

学部	令和6年度	
医学部 医学科	入学定員	収容定員
	124	769

令和7年度		令和8年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和9年度		令和10年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和11年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和７年３月 24 日一部改正）

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　　（略）

３　教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，理工学部，情報データ科学部及び本学の入学定員及び収容定員は，改正後の第３条第３項の規定にかかわらず，令和７年度から令和 12 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和7年度	
医学部 医学科	入学定員	収容定員
	124	769

令和８年度		令和９年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和１０年度		令和１１年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和１２年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和８年３月 23 日一部改正）

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和８年度から令和 13 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和８年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和９年度		令和 10 年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和８年度		令和９年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和１０年度		令和１１年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和１２年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和８年３月 23 日一部改正）

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和８年度から令和 13 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和８年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和９年度		令和 10 年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和11年度		令和12年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和13年度	
入学定員	収容定員
95	624

附　則（令和○年○月○日一部改正）

１　この学則は，令和９年４月１日から施行する。

２　医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は，第３条第３項の規定にかかわらず，令和９年度から令和14年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部	令和9年度	
医学部	入学定員	収容定員
医学科	124	769

令和10年度		令和11年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	740	95	711

令和12年度		令和13年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和14年度	
入学定員	収容定員
95	624

令和11年度		令和12年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653

令和13年度	
入学定員	収容定員
95	624

（新規）